

令和3年 第10回 福岡市選挙管理委員会

会7月5日（月） 午前10時30分

議題

1 報告事項

- ① 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和3年7月20日（火） 午前10時30分
- ・令和3年8月5日（木） 午前10時30分
- ・令和3年8月20日（金） 午前10時30分

報告事項 1 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について

総行選第 35 号

令和 3 年 6 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長 } 殿
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長

総務大臣

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について（通知）

第 204 回国会において成立をみた特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和 3 年法律第 82 号。以下「特例法」という。）が本日公布され、公布の日から起算して 5 日を経過した日（令和 3 年 6 月 23 日）から施行されます。また、これに伴い、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（以下「特例令」という。）及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（以下「特例則」という。）についても、それぞれ令和 3 年政令第 175 号及び令和 3 年総務省令第 61 号をもって、ともに本日公布され、特例法の施行の日から施行されます。

貴職におかれましては、特例法、特例令及び特例則の内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長に対しても、格別の御配慮をお願いします。

また、特例法、特例令及び特例則の運用については、別途通知するので、参考としてください。

記

第1 趣旨

特例法は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第2及び第5において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第2項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるものとされたこと。（特例法第1条関係）

第2 定義

特例法において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であって、次のいずれかに該当するものをいうものとされたこと。（特例法第2条関係）

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項又は検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（第3において「外出自粛要請」という。）を受けた者
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（第3において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

第3 特例郵便等投票

- 1 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第49条の2第1項に規定する政令で定めるものを除く。）にあっては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、政令で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができるものとされたこと。（特例法第3条第1項関係）

具体的には、次の2から4までによるものであること。

- 2 1による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時において外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又

は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。）をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができるものとされたこと。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が第4による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができるものとされたこと。（特例法第3条第2項及び特例令第1条第1項関係）

なお、次に掲げる特定患者等選挙人が上記の請求をする場合（①に掲げる者にあっては都道府県の議会の議員又は長の選挙において当該請求をする場合に、③に掲げる者にあっては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において当該請求をする場合に、④に掲げる者にあっては衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該請求をする場合に限る。）には、当該市町村の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ次に定める措置をとらなければならないものとされたこと。（特例令第1条第2項関係）

- ① 公職選挙法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する特定患者等選挙人 引続居住証明書類の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請
 - ② 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である特定患者等選挙人 当該選挙人名簿登録証明書の提示
 - ③ 南極選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人 当該南極選挙人証の提示
 - ④ 在外選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人（当該特定患者等選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の2に規定する者を除く。） 当該在外選挙人証の提示
- 3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、2による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、2の①に掲げる者にあっては、併せて、その者について、2により

提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機関保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、特例法第3条第2項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならないものとされたこと。この場合において、2により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならないものとされたこと。（特例令第1条第3項関係）

4 特例郵便等投票の方法について、公職選挙法施行令における郵便等による不在者投票の方法に関する規定（同令第59条の5）を準用することとされたこと。（特例令第1条第4項関係）

第4 情報の提供

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができるものとされたこと。（特例法第4条関係）

第5 特定患者等選挙人の努力

特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないものとされたこと。（特例法第5条関係）

第6 罰則

特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間ににおける当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第228条

第1項及び第234条中同項に係る部分の規定を適用するものとされたこと。（特例法第6条関係）

第7 郵便等による送付に要する費用の負担

- 1 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第3により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とするものとされたこと。（特例法第7条第1項関係）
- 2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第3により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とするものとされたこと。（特例法第7条第2項関係）

第8 事務の区分

- 1 特例法の規定及び特例法の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定並びに特例令及び特例令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とするものとされたこと。（特例法第11条第1項及び特例令第3条第1項関係）
- 2 特例法の規定及び特例法の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定並びに特例令及び特例令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第二号法定受託事務とするものとされたこと。（特例法第11条第2項及び特例令第3条第2項関係）

第9 様式等

- 1 特例郵便等投票に係る投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式が定められたこと。（特例則第1条関係）
- 2 特例郵便等投票に係る投票用封筒の様式は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）における郵便等による不在者投票に係る投票用封筒の様式によるものとされたこと。（特例則第2条関係）
- 3 特例法の規定の適用を受ける選挙の投票に係る不在者投票に関する調書の様式が定められたこと。（特例則第3条関係）

第10 施行期日等

- 1 特例法は公布の日から起算して5日を経過した日（令和3年6月23日）から施行するものとし、特例令及び特例則についても同日から施行するものとされたこと。（特例法附則第1項、特例令附則第1項及び特例則附則第1項関係）
- 2 特例法、特例令及び特例則の規定は、施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（特例法附則第2項、特例令附則第2項及び特例則附則第2項関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うものとされたこと。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次条及び第五条において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第四十九条第一項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、同法の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第四十四条の二第一項又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の

—

—

- 規定による宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の二第一項に規定する宿泊施設をいう。次号において同じ。）又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（次条第二項において「外出自粛要請」という。）を受けた者
- 二 検疫法第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる措置（次条第一項において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

(特例郵便等投票)

第三条 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第四十九条の一第一項に規定する政令で定めるものを除く。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、同法第四十八条の一第一項及び第四十九条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、同法第四十一条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

2 前項の規定による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時において外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下この項において「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が次条の規定による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができる。

（情報の提供）

第四条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町

二一

四

村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあつたときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができる。

（特定患者等選挙人の努力）

第五条 特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に努めなければならない。

（罰則）

第六条 特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間ににおける当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第一百一十八条第一項及び第一百二十四条中同項に係る部分の規定を適用する。

（郵便等による送付に要する費用の負担）

第七条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第二条第一項の規定により行われる郵便等による送付に

要する費用については、国庫の負担とする。

2 地方公共団体の議会の議員又は長の選舉に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。
(指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用)

第八条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選舉並びに指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。)の議会の議員及び長の選舉に関する第二条第二項及び第四条の規定の適用については、指定都市においては、区及び総合区の選挙管理委員会の委員長を市の選挙管理委員会の委員長とみなす。

(公職選挙法等の規定の適用)

第九条 特例郵便等投票に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

公職選挙法	第五条の四第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは特定患者等の郵便等を用いて行
-------	----------	------------------	------------------------

五

六

第五条の五第一項	第五条の四第一項及び第三項並びに第五条の五第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法(以下「郵便等投票特例法」という。)又はこれらの法律に基づく政令
第五条の五第二項及び第四項、第五条の八第一項から第三項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律又は郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令

			まで並びに第五条の 第一項、第二項及 び第四項	第三十七条第七項	第九第一項、第二項及 び第四項
		第四十六条の一第一 項	第四十九条	第四十九条	第四十九条及び郵便等投 票特例法第三条第一項
	第二百一条の一 二、第二百六十五条、 第二百六十六条第一 項、第二百六十七条	その他の規定	第四十九条	第四十九条並びに郵便等 投票特例法第三条第一項	その他の規定及び郵便等 投票特例法の規定
	第二百六十四条の 一、第二百六十五条、 第二百六十六条第一 項、第二百六十七条	この法律	特例法	この法律及び郵便等投票 特例法	この法律及び郵便等投票 特例法の規定

七

国会議員の選挙等の執行 経費の基準に関する法律 (昭和二十五年法律第百 七十九号)	及び第二百六十八条 第二百七十条第一項 及び第二百七十条の 基づく命令	この法律又はこの法律に 在外投票	この法律若しくは郵便等 投票特例法又はこれらの 法律に基づく命令	八
	第十二条第九項	在外投票	在外投票若しくは特定患 者等の郵便等を用いて行 う投票方法の特例に関する 法律第二条第一項の規定	
	同法第四十九条第一項	公職選挙法第四十九条 第二項又は特定患者等の郵 便等を用いて行う投票方 法の特例に関する法律第	公職選挙法第四十九条 第二項又は特定患者等の郵 便等を用いて行う投票方 法の特例に関する法律第	

地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第二百四十七号）	第二二条	第五十条第三項及び第五项	第五十条第三項及び第五项並びに特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項
	同法第四十五条	公職選挙法第四十五条	公職選挙法第四十五条

（命令への委任）

第十条 この法律に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

（事務の区分）

第十二条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に關し、都道府県又は市町村が處理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

九

一〇

2 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に關し、市町村が處理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

（適用区分）

2 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

（地方自治法の一部改正）

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令）	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に
---------------------------------	--

和二年法律第八十一号

関し、都道府県又は市町村が処理することとしている事務

別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う 投票方法の特例に関する法律（令 和二年法律第八十一号）	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する 公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙 に關し、市町村が処理することとしている事務
---	---

（住民基本台帳法の一部改正）

4 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「又は第四十九条」を「若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う
投票方法の特例に関する法律（令和二年法律第八十一号）第二十二条第一項」に改める。

一一

一一

理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となつて現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。